

質 疑 応 答 書

事業名 88歳高齢者敬老記念品等贈呈業務

基本仕様書等の 項目	質 問	回 答
4 (2) ア	カタログの様式は、発注者と協議の上で決定するとありますが、サイズ、紙質はどのくらいが望ましいでしょうか。	具体的なサイズ、紙質等の基準はありませんが、基本仕様書4 (2) アに記載のとおり、「高齢者が理解できるよう、見やすく、注文しやすいもの」とする必要があります。
4 (2) ウ	カタログを入れる体裁は化粧箱でなく、封筒タイプでもよろしいでしょうか。また、配送方法は、運送便のようなものではなく、郵便レターパックまたはゆうパケットのような追跡確認ができるものであれば問題ないでしょうか。	封筒タイプとすることも可能です。 また、配送方法については、追跡確認を要する仕様とはしていませんが、郵便レターパック又はゆうパケットによることも問題ありません。
4 (3) イ	期限の過ぎた申込みについて、可能な限り受け付けることとありますが、契約期間令和8年3月31日を過ぎても受け付けるという認識でしょうか。	契約期間の末日（令和8年3月31日）までに全ての業務を履行し、報告書等が提出できる範囲で、実施計画において申込みの最終期限を定めていただくこととなります。
4 (3) ウ	確認文書を送っても最終的に未申込の方には何も送らない認識で間違いないでしょうか。その場合、過去の未申込率が分かればご教示いただけますでしょうか。	実施計画で定めた最終期限までに申込みのなかった方には、商品を送る必要はありません。 昨年度、そうした事情で商品を送らなかった方の対象者に占める割合は約7.3%でした。

4 (4) イ	標記は配送伝票の備考欄に記載で問題ないでしょうか。	送り付け商法や詐欺を警戒し、荷物の受取りを拒否されることのないよう、伝票の備考欄への記載のみではなく、安心して確実に荷物を受け取っていただくための工夫（「米寿記念品」と記載したシールを貼るなど）をお願いします。
4 (4) ク	お届け先都合による再出荷費用も、受注者側負担の認識であっておりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	敬老記念品6725件、高齢者いきいき活動ポイント事業記念品20件とありますが、カタログおよびはがきは統一していても問題ないでしょうか。それともそれぞれ制作するイメージでしょうか。	カタログ及びはがきを統一して制作すること自体は可能ですが、基本仕様書4(2)イに記載のとおり、「敬老対象者向け返信用はがき」と「上限ポイント超過者向け返信用はがき」とは、容易に区別できるようにする必要があります。
ホームページ掲載の昨年度のカタログからの質問	昨年の返信用はがきに名前、住所、管理番号が既に記載されているような仕様になっておりますが、こちらは必須となりますでしょうか。 また、コールセンターの案内表示として、【申し込み先・お問い合わせ】と記載されておりますが、はがき以外に電話での申し込みも可能となるのでしょうか。	必須ではありません。 また、商品の申込方法は返信用はがきに限定する仕様としておりますので、やむを得ない事情があるなどの場合を除き、電話での申込みは受け付けられないのが原則です。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。